

江田島市不妊治療費用助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）をした夫婦を対象に、治療に要した費用の一部を助成します。

【対象者】

平成29年4月1日以降に治療を開始し、次の条件にすべて該当する人

- 1 「広島県不妊治療支援事業」の助成決定を受けた人
- 2 治療期間の初日から助成の申請までの全期間において、夫婦のいずれかが江田島市内に住所を有すること
- 3 治療期間の初日において、法的に婚姻をしている夫婦であること
- 4 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること
- 5 夫婦の前年所得（1月から5月までの申請については前々年）の合計額が730万円未満であること
- 6 市税等を滞納していないこと

【助成対象となる治療】

体外受精・顕微授精

【助成額】

1回の治療につき15万円を上限とします。

ただし、採卵を伴わない治療は、1回の治療につき7万5千円を上限とします。

※特定不妊治療に要した医療費から広島県不妊治療支援事業による助成額を控除した額

【助成回数】

初回治療開始年齢（妻の年齢）	助成回数
40歳未満	43歳になるまでに通算6回
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに通算3回
43歳以上	助成対象外

※通算助成回数には、過去に他の都道府県及び市町村から受けた助成回数を含みます。

【申請方法】

治療を終了した翌日から2か月以内に、次の必要書類をそろえて子育て支援課で手続きをしてください。申請用紙等は、市のホームページからダウンロードすることも出来ます。

裏面あり



【手続きに必要なもの】

- (1) 不妊治療費助成申請書及び請求書（江田島市用）
- (2) 「広島県の不妊治療支援事業申請書」の写し
- (3) 「広島県の不妊治療費助成申請に係る証明書」等の写し
- (4) 住民票
- (5) 戸籍謄本
- (6) 夫及び妻の所得額を証明できる書類
- (7) 医療機関の領収書
- (8) 振込先の通帳の写し（口座の分かるもの）
- (9) 印鑑（シャチハタ不可）
- (10) 「広島県不妊治療支援事業承認決定通知書」の写し ※2

※1

※1 (4)～(7)は、広島県に提出した写しでも可

※2 (10)は広島県からの決定通知書が届いてから写しを、子育て支援課へ提出してください。

問い合わせ先

江田島市 子育て支援課（母子保健担当）

（江田島市江田島町中央4-18-28）

TEL 0823-42-2852